

使用水量別比較表（1ヶ月、税込み）

使用量	現行料金	改定後料金	増加額
8m ³	1,315円	1,485円	170円
10m ³	1,425円	1,617円	192円
20m ³	2,954円	3,355円	401円
30m ³	4,582円	5,203円	621円
40m ³	6,320円	7,183円	863円
50m ³	8,113円	9,218円	1,105円
100m ³	17,573円	19,943円	2,370円
200m ³	37,593円	42,713円	5,120円
500m ³	97,653円	111,023円	13,370円
1,000m ³	197,753円	224,873円	27,120円
2,000m ³	397,953円	452,573円	54,620円

一般的なご家庭の場合

(使用量 20m³/月)2,954円 → 3,355円
(401円の増)

※ 6月使用分（7月請求分）から

福祉減免制度の創設
上下水道使用料の料金改定にあたり、生活困窮者と生活弱者の方への配慮として、公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料の一部を減免する制度を創設します。対象者などの制度の詳細は、次号以降にお知らせします。

令和5年6月使用分から
下水道使用料を改定します。

2月15日に招集された与謝野町議会2月臨時会において、「公共下水道使用料条例の一部改正」などが可決されました。この改正により、6月1日からの下水道使用料および農業集落排水施設使用料について、平均13・1%の値上げをさせていただきます。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問 上下水道課 ☎ 43-9031

住環境の向上につながる下水道

下水道事業は、トイレの水洗化や生活雑排水の側溝への放流をなくし、悪臭の防止と衛生面を向上させ、町民の皆さまの住環境の向上に役立っています。

また、トイレの水洗化は、止と衛生面を向上させ、町民の皆さまの住環境の向上に役立っています。

国際連合が定めた「SDGs（持続可能な開発目標）」の6番目「安全な水とトイレを世界中に」として掲げられています。

審議会からの答申

使用料改定にあたり、与謝野町上下水道審議会に対し「持続可能な上下水道事業及び農業集落排水事業の経営基盤をつくるための料金改定について」の諮問を行い、同審議会から令和2年12月に「水道料金・下水道料金及び農業集落排水施設使用料の改定」の答申を受けました。内容は、「公営企業における受益者負担の原則のもと、使用料の水

準について検討した結果、京都府流域下水道事業に支払う排水負担金と同等の水準とすることが、妥当であるとの結論に至った（一部抜粋）」というものでした。



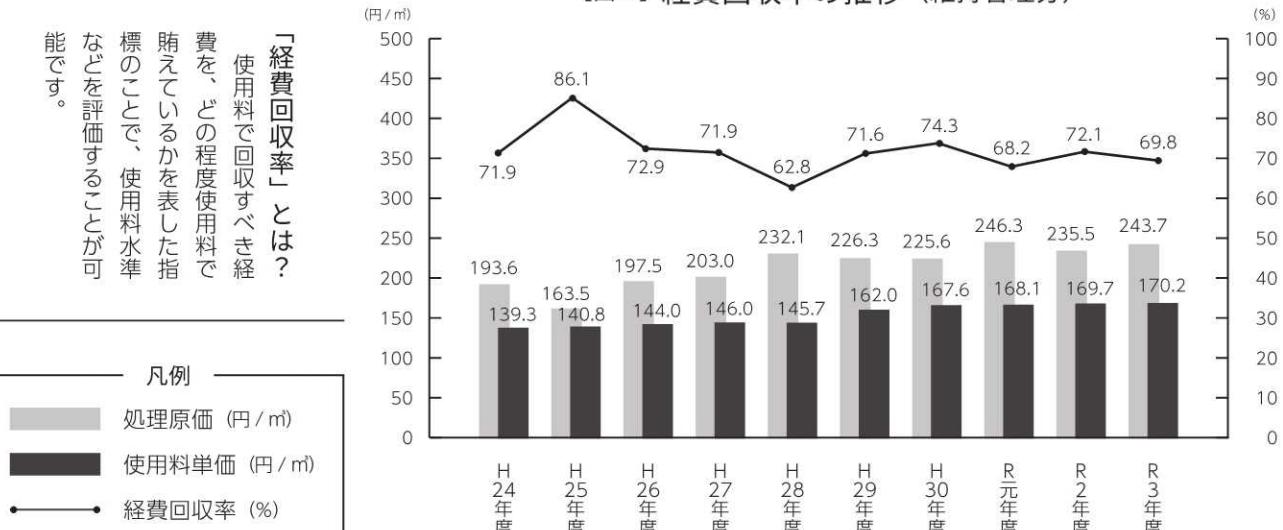
答申（町ホームページ）

持続可能な下水道事業を目指して

下水道事業は、公営企業として独立採算での運営が求められています。現在の経営状況は、一般会計が負担すべき費用を除いて、必要な費用の7割弱しか下水道使用料で賄えていません（図1）。「経費回収率の推移」を参照）。

将来世代に下水道事業をつなげていくためには、汚水処理に必要な費用など、ご負担いただくべき費用は、使用者の皆さまにご負担いただくよう段階的に値上げするとともに、適切な維持管理を行うなど、能率的で持続可能な下水道事業の構築をめざします。

【図1】経費回収率の推移（維持管理分）



野田川衛生プラントの事業収支は、人口減少および公共下水道の普及に伴うくみ取り量の減少等により、年々赤字額が増大している現状です。今後も事業を継続していくため、6月1日以降のくみ取り分から、くみ取り手数料を下表のとおり値上げをさせていただきます。なお、浄化槽清掃業者による浄化槽汚泥を処理した場合の施設使用料も、同日から値上げとなります。

項目	現行	改定
基本料金	180ℓまで 1,620円	180ℓまで 1,836円
超過料金	1ℓごとに9円 ずつ加算	1ℓごとに10.2円 ずつ加算

※ 引き続き、くみ取り時に必要最低限の水の使用にご理解をお願いします

手数料改定後のお支払い額

《例》くみ取り量 236ℓ

【基本料金（A）】180ℓまで 1,836円

【超過料金（B）】180ℓを超えた 56ℓ × 10.2円 = 571円
(1円未満切り捨て)

【請求額】2,407円 (A+B)

令和5年6月1日から
くみ取り手数料を改定します。

2月15日に招集された与謝野町議会2月臨時会において、「町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について」が可決されました。この改定により、基本料金と超過料金をそれぞれ値上げさせていただきます。町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問 衛生プラント ☎ 42-2242